

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に
関する特別委員会会議記録

1. 日 時 平成 28 年 8 月 17 日(水) 午後 3 時

1. 場 所 第 5 委員会室

1. 出席委員

委員 長	松 井	努
副 委 員 長	越 川 雅	史
委 員	高 坂	進
〃	鈴 木 雅	斗
〃	三 浦 一	成
〃	ほそだ 伸	一
〃	石 原 よし	のり
〃	西 村	敦
〃	佐 藤 ゆき	のり
〃	金 子 貞	作
〃	宮 本	均
〃	稲 葉 健	二
〃	加 藤 武	央
〃	秋 本 のり	子
〃	堀 越	優

1. 欠席委員

な し

1. 会議に付した事件

- (1)委員会調査報告書(案)について
- (2)次回の開催について

会 議

午後3時開会

○松井 努委員長 それでは、皆様、大変暑い中、御苦労さまでございます。ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

○松井 努委員長 政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査についてを議題といたします。

~~~~~

○松井 努委員長 本日は、委員会調査報告書（案）について御審査をいただきたいと思っております。

本報告書（案）は、昨年6月の本委員会の設置以来、約1年2カ月にわたる調査につきまして、本多弁護士の助言もいただきつつ作成をいたしました。委員の皆様には事前に配付させていただいており、精読されていることと思っておりますが、改めて本報告書（案）の構成について簡単に説明をさせていただきます。

まず、前半部分は調査の経過に関する記載であり、「調査の趣旨」、「特別委員会の設置及び調査事件」、「委員会の開催状況」、「証人、参考人の出席等」、「記録、資料の提出」、「調査対象及びこれに関する証言等の概要」等となっております。また、後半部分は、本調査事件の検証部分に当たる「調査の内容と結果」以下、「証言拒否等」、「調査経費等」となっております。

なお、「委員会の開催状況」及び「調査経費」については、本委員会における調査が終結した段階で確定しますので、御承知おきください。

それでは、本報告書（案）の内容について御意見等があれば伺います。

ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 この案は、もうそのまま特に訂正がなければ残るんですか、これは、公式な状態で。

○松井 努委員長 ええ。まずきょうはたたき台として皆さんのほうにお配りしてありますので、この案をもとに御意見をいただきながらやりますけれども、最終的にはこの案は残るという考え方でよろしいと思っております。

○ほそだ伸一委員 ありがとうございます。ということであれば、細かいことなんですが、30ページ真ん中辺の「切手を張る方法」という「張る」という漢字が張本選手の「張」になっているようなので、「貼付」の「貼」が正しいのかなど。

○松井 努委員長 30ページの……。

○ほそだ伸一委員 30ページの真ん中辺ですね。本当、細かいことで申しわけありませんが。

○松井 努委員長 「切手を張る」が引っ張る「張る」になっていますので、これは……。議会用語ではこれが正しいそうなんですけどね。でも、張るという…

…。

ちょっと待ってください。

ちょっと休憩しますね。

午後3時3分休憩

---

午後3時4分開議

○松井 努委員長 再開いたします。じゃあ、それは御了解いただくということで、誤字じゃないということによろしいですね。

御意見を伺います。

石原委員。

○石原よしのり委員 構成についての考え方をまずちょっとお伺いした後でちょっと御指摘というか、意見言わせていただきたいんですけれども、検証の内容、まず、アンケートについてということで、24年度に行ったアンケート4件だけ、それを1つずつ検証していった。その次に25年度のアンケートをやって、アンケートについての検証をここに記載して、その次に、最後に23年度のアンケートの実施についての検証結果を記載している。そして、記載の仕方としたら、最初にまず24年度の1回目、この検証で、張り方から、小泉さんがどうやって切手を張ったのかとか、そういう話をずっと……。

○松井 努委員長 ちょっとお待ちください。皆さんわからないといけませんので、ページ数をお願いできますか。

○石原よしのり委員 37ページの下のところ「(3)具体的な検証」という書き方になっていて、そこでこの検証のまとめ方というのを最初に解説してあるんですね。そこの中に下から5行目ぐらいから、「検証の順序については、各委員から提出された検証内容が平成24年度実施のアンケートについて集中していること、平成24年度と平成25年度におけるアンケートの実施方法等の類似性が高いと考えられること等に照らし」括弧除いて、「まずは平成24年度実施のアンケート(4件)について、その後に、平成25年度(3件)、平成23年度(1件)の順で、検証を行うこととする」という書き方。こういう検証になってますね。それで、最初に24

年度5月のアンケートの検証のところで、小泉さんの、どうやって切手を張ったんだとか細かいことをずっと書いて、後のところでは、ここと類似してる同じところは省いてと、そこで特別な部分だけをという書き方で書いてるんですね。そういう仕方にしたっていうんで、それがわかりやすいっていうことでやったんだと思うんですけど、そういうやり方でやった関係上、結構、前のところでも言ってるけれども云々というような形で、結構同じようなコメントが繰り返されています。そこら辺がある程度長くなってしまっていたり、繰り返されてるんでわかりにくくなってしまってる面もあると思うんですが、きっちり読めばもちろんいいんですけどね、委員長報告の場合とか、あるいは要約してマスコミに御説明するときとかっていうのは、どういうふうに9月の議会で御報告されるのかっていうのをまずちょっと教えていただいて、それで、それだったら、どう整理したらいいんじゃないかなっていう意見もあるかなと思いました。ちょっとその辺をまずお知らせください。

**○松井 努委員長** 再度質問していただいてもよろしいのですが、今、途中までについての今の御質問にお答えしたいと思うんですが、この報告書（案）につきましては、時系列的に今まで最終的に18項目について質疑応答された中で、また、検証する中で全てのことを書いてあるつもりでございます。今、ごもつともな御意見なんですが、最終的に委員長報告として行うことの内容につきましては、正副委員長、あと、事務局のほうとよく相談をいたしまして、この中に書いてあること、小括とかまとめとか書いてありますけれども、それ全てにこだわることなく、やはりきょうの御意見も伺った上で、これはどうしてもやはり報告すべきであるということにつきましては、また新たに抜粋をして、きょうと8月23日のまとめの委員会におきましては、これを中心にもんでいただきますけれども、今の予定では、9月の最終の議会で報告するという方向でありますので、23日が終わりました、ここに書いてあること全てをもう1度検証した中で、委員長の報告として報告の案をつくりたいというふうに考えておりますので、それにつきましては、またどうしても委員の皆さんのほうから、これとこれについてだけはきちんと報告の内容に入れてもらいたいとか、そういう御意見がありましたら、含めてきょう言っていただいてもよろしいということでございますので、今のきょうの段階でどういった内容を委員長報告としてするところまでは確定はいたしません。というような今の状況でございます。

**○石原よしのり委員** 何でこの後、委員長報告をどういうふうにするのかっていうことを含めてこの構成を聞いたかという、今までは18項目ぐらいおかしな

ポイント、不可解なポイントっていうのを皆さんで挙げてもらって、そういう整理の仕方をしてきた。ところが、このまとめの中では、ちょっとそういうやり方じゃないもんだから、例えば18のポイントの、論点になるおかしいポイントが18ポイントあったっていうのがどこに記載されてるかっていうのは結構触れられてるわけですね。そういう仕方になってるんで、もし委員長報告とか、この後、まとめていって外に発表するときは、18ポイントがある程度わかるっていうか、ポイントがわかるようなのがいいのかなとちょっと思っているんで、それをこの中で整理できるのか、あるいは、これはこれでやっていくのがいいのかっていうところを御意見があればと思っていました。

**○松井 努委員長** きょうも一応正副委員長と事務局のほうで事前の打ち合わせを午前中からしていたわけでありましてけれども、今御指摘を受けましたようなことについても意見が出まして、きょうの段階で絞り切れるわけではないので、きょうと23日に御意見いただいた中で、内容につきましては、きょうと23日に確定をしていただきます。ただ、委員長報告については、どの部分をどういうふうに入れるということについては、きちんとまた協議した上で、23日以降に正副委員長に一任していただいた上で、もんだ上で決定をしたいというふうに考えておりますので、きょうと23日につきましては、これをもとに、強調したい部分とか、これはどうなってるんだとか、今、石原委員が言われたような形で意見を言っていていただいでよろしいと思いますよ。

以上でございます。

**○石原よしのり委員** ありがとうございます。

**○松井 努委員長** ほかにございますか。

鈴木マサ委員。

**○鈴木雅斗委員** 内容に関して特段異存はないのですが、1点ちょっとこの調査報告が23日に完成した後の調査報告の取り扱いについてお伺いしたいのですが、これはホームページなどで公開されるのか、あるいは従来どおりに文書で保管するのかということをお伺いしたいんですが。

**○松井 努委員長** 今の段階の考え方としては、全て決定はしておりませんが、あくまでも百条委員会は議長から諮問を受けた形ででき上がった委員会でございますから、やはりきちんとした形で公式にそれを発表するかホームページに出すとかっていうことにつきましては、9月の最終時点で議会に報告をさせていただいた、その報告書をもって、また、その後どういう展開になるかにつきましては、百条委員会だけでは決定しかねますので、あと、議会のあり方、あるいは

議長に預けた後のあり方についてはわかりませんので、最終的には、考え方としては9月議会をもって百条委員会が解散をするといった段階で初めて正式に発表できるのかなというふうに考えております。

鈴木マサ委員。

○鈴木雅斗委員 ということは、取り扱いは議長に一任するということになりませんか。

○松井 努委員長 取り扱い、失礼、もっと言わせていただければ、委員長の報告は9月議会でさしてもらいますけれども、その後に議会でどのように扱うのか、また、議長がどういうふうに取り扱うのか、そして、最終的に百条委員会が、それじゃあもう解散ですよと、あるいは場合によっては議長のほうから、何か百条委員会でまだきちんと全て終わっていないと、差し戻しでもう少しやんなさいとか、そんなことないと思いますけれども、そういうことも含めて、全てそれが終わらなければ百条委員会は終わったと言えませんが、また、議会の中での報告も終わったと言えませんが、最終に議会に報告した段階で、議長の取り扱いが全部終わった段階で初めて正式に発表もできますし、コメントもできるというような考え方ですね。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 わかりました。委員会や議会、議長の流れを見て、注視させていただいた上で、また疑問点ありましたら、また随時御質問させていただきます。ありがとうございます。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 ちょっとまた細かい点なんですけど、62ページ、下から6行目、「この点、小泉氏は証人であり、一方、かつまた氏及び湯浅氏は参考人にすぎないことに鑑みると」とありますが、「参考人にすぎない」という言い回しというのは、ちょっと参考人を少し軽く見ているんじゃないかなというように感じてしまっているんですが、いかがなものでしょうか。

○松井 努委員長 ちょっと休憩いたします。

午後3時15分休憩

---

午後3時22分開議

○松井 努委員長 それでは、再開いたします。

今、ほそだ委員のほうから出ましたように、この「参考人にすぎないことに鑑

みると」という字句につきましては、後日またそのことを検討させていただいて、修正をさせていただくというふうにしたいと思っておりますので、御了解願いたいと思っております。

ほかにございますか。

金子貞作委員。

○金子貞作委員 私も読んで、よくできているなというふうに思っています。それで、読んで結論的には極めて黒に近いと、こういうふうな文言があってもいいのかなというふうに思うんですが、その辺は委員長報告の中でもう少し、極めて黒に近いというような、これ読んだ限りでは、そういうふうに思うんですね。それが私のちょっと感想です。

それと、77ページに今後の「再発防止のための制度的担保」ということで、ここまとめのところに書かれてますが、運用手引きでは、今後アンケートを実施した場合、5年間保管しなきゃいけないということは多分載せてると思うんですね。それもやっぱり入れたほうが、より担保性は強まるんじゃないかということと、あと、最後、お金がこれだけかかったということは最終的に出るんでしょうが、この百条委員会を設置したことを受けて自主返納が400万近くあったと思うんですけど、そこもやはり入れたほうが成果としての強調になるんじゃないかなというふうに思います。

○松井 努委員長 御意見ごもっともでございますので、それにつきましては、この中に入れるか、あるいは検討の材料として一応伺っておきます。

ほかにございますか。

三浦委員。

ちょっと休憩します。

午後 3 時25分休憩

---

午後 3 時26分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

もうきょうと23日しかございませんので、1つ1つ出た意見をこの委員会の中で決定をしていきませんと書き込むことができません。そこで今、金子貞作委員のほうから、まず1点が、この報告書を読み解いていくと、よく精密にきちんとできてると。ただし、流れからしますと黒に近いというような心証を強調して入れてもいいのではないかとというような言い方、そういうことでよろしいですか。それが1点ですね。その点につきましては、皆さんの御意見いかがでしょうか。



加藤委員。

○加藤武央委員 今、金子委員が言われた表現なんですけど、この文章全体見ると、この1年2カ月間をこの委員会の中でやってきた中で、実際に私が何度も言ってる中では、百条委員会は調査権であって捜査権がないために大きな壁にぶち当たったということは皆さん御理解できますね。ですから、その中では黒にも白にもできなかったということは非常に残念だっという事で、皆さん方も最終的には捜査権のあるところに今後持っていくべきではないかっていう最終、皆さん意見まとめていますよね。ですから、その表現でいくと、最も黒に近かったとか、黒に近かったっという表現はできませんでしたよっという解釈で終わるべき委員会じゃないかなと私は思うんで、それに対するちょっと反対の意見で。

○松井 努委員長 今の件につきまして、ほかの皆さんの御意見を伺います。

石原委員。

○石原よしのり委員 私もそこは加藤さんと同意見で、ここでは白黒言えないし、刑事告発ができるようなものまでは私たちは権限がないっということだったと思うんですね。だからこそ、今後ここについては引き続きやっぱり必要があれば徹底的な捜査が行われることを期待したいというところを書いてあるのは、確かにあちこちにちょっと書いてあるんです。例えば73ページの下から2行目あたりがそうなんでしょうね。小括の部分の小まとめのところの一番後ろですね。ここが、読みますね。「最後に、多くの委員から、本委員会の調査権の限界にも関連したものとして、今後、本件に関し、市民ないし議員の中から刑事告発等がなされる可能性が予想される所だが、捜査機関において厳正な捜査が行われ、真実が明らかになることに期待を寄せたい旨の意見があったことを申し添える。」ここなんですけども、そういう意味では、「意見があったことを申し添える」ではなくて、やっぱりここはもうある程度合意で、我々は限界があっって、やはりこっから先の捜査は、ぜひきっちり捜査機関にやってもらいたいというのがほぼ合意だと思うんですね。多分これが後でいろんな意見、請願が出てきたり、あるいは我々の中で決議が出てくる中では、なってくると思うんで、この辺の表現をもう少し明確にすることによって、加藤さんの、私、立場と同じなんですけども、金子貞作さんがおっしゃるような趣旨も含まれるのかなって思っているんで、そこら辺でもう少し工夫ができないかなと思っています。

○松井 努委員長 ちょっといいですか。委員長として、まず、73ページの一番上の行なんですけど、「したがって」からですね。「上記の点」から述べるに、「小泉氏らの数々の不自然かつ不誠実といわざるを得ない態度等に鑑みて、『アンケート

は本当に実施された』などとは到底考えることができないといった心証を形成している委員が多いところである」と、これを指して、多分恐らく金子委員は、本当に黒に近いんじゃないかっていう心証を持ってる委員が多いんじゃないかっていうふうなことを、全部全体的に見てもですね。ここにもこういうふうに文章に入ってるくらいですから、言い回しの中で、というのは、きょう私もいろいろ委員長として考えて読み解いていく中で、こういうふうに考えてるんですね。確かに黒という完全なる証拠を出すこと、あるいは見出すことはできなかったんですが、しかしながら、小泉証人、鈴木証人におかれては、自分たちの身の潔白を証明することも何もできてないんですね。ですから、1つあるとするならば、領収書、三立工芸からいただいた領収書と納品書があるのみであって、これは高坂委員初め多くの委員のほうから、であるならば、きちんとした明細なり書類なり現金出納帳なり銀行の振り込みとか、そういうものがあってしかるべきでしょうということもあったんですが、それもやはり守秘義務があるという観点から、プライバシーの問題で提出されませんでしたので、これとて完全に小泉氏のほうが証明をできたというふうには至ってないわけですね。それ以外を除きますと、結局、例えばお金の問題が、委員長としては、24万円を青山氏に渡したなんていうことは、質問を一切してないんですね、私のほうからは。唐突に小泉証人のほうからそういう証言も出てきたし、あるいは前庶務課長のほうと一緒に参考人のほうに行ったとか、あるいは切手を張る張り方を一緒に考えたとか、到底今まで政務調査費を使う上で、そんなあり得ないようなことも、このことにつきましても私たちのほうは、委員会のほうとしては、そういうものの質問もしていません。

いろいろそういった観点から照らし合わせていきますと、また、なぜそういうことを言わなきゃならないのかというふうに考えますと非常に疑問が残るなという点が多いのと、もう1つは、それでは、例えば全部切手を貼付して、家族なり友人なり、そういった方たちと貼付したものをやったと、8回についてですね。しかし、それをもし身の潔白を証明するるのであるならば、どこの誰が、いつ何どきにどういう人とやったとというものを、例えば出していただければ身の潔白を証明できる部分もあったのかなと。あるいは、異常に高い90%以上、そういったような回答回収率においても、普通では考えられない。この中でも触れられておりますけれども、不特定多数の人間にやれば数%しか恐らく回収できないものが、90%というような割合の回収率も出てると。でも、それはどうしたかっていったら、それを届けていただいたから、みんなに配ってもらったからというふうにあ

ったんですが、それすら、じゃあどこの誰が、どういった人に持って行って回収したということも、全て説明はされていないんです。

そう考えていきますと、少なくともこの百条委員会の際の流れの中で、1回の証言かもしれませんが、小泉氏のほうがきちんと明確に全てのことに答えてはいない、あるいは潔白を証明することに至っていないということにおいては、そのとおりだと思うんです。ですから、私が先ほど申し上げましたとおりに、小括とかまとめの中に書いてあることを中心に委員会の中で委員長報告するとは限りませんよと言ったのは、今私が申し上げたところの観点も含めて、やはり百条委員会としては法律の専門家ではありませんが、やはり市民の代表である以上、市民が納得できるような回答なり報告なりをする義務があると思うんですね。そういう意味からしますと、金子委員がおっしゃったことについては、十分にこの中にもうたってありますし、委員長報告の中でもできるんじゃないかというふうに考えておりますので、黒とか白とかというような言い方はできませんが、その辺の流れからしますと、十分に皆様にきちんと報告の中でお伝えすることができるのかなというふうに思っておりますので、その辺で御理解いただければと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに御意見のある方。

じゃあ、もう1点、まさにそのとおりでございまして、これはこのお2人だけではなくて、疑惑を生じた方たちが全員がこれに関する、切手に関するものについては返還をさせていただきました。それについては、今、金子委員のほうから、金額も含めて委員長報告の中に入れるべきではないかというふうな御意見が出ましたが、それについてはいかがでしょうか。

それでは、全員一致で異議なしということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、金額の額とかの合計につきましては、返還されたものにつきましてよく精査をいたしまして、その中に入れさせていただくというふうにしたいと思います。

〔「アンケート結果5年保存という改正の……」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 改正のアンケートの5年ですね。それもあわせてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それも一応入れさせていただくというふうにしたいと思います。

ほかにございますか。

三浦委員。

○三浦一成委員 私の話もちよっと細かい点ではあるんですけども、今し方のお話も含めて多数、今回のこの調査委員会が開会されたことによって多くの事実が知り得たこととなりました。例えば、具体的に例を挙げさせてもらえば、結局、領収書、私たちが考えていた有限会社クアンさんが印刷を請け負っていた業者というふうに私たちは考えていたんですが、百条委員会の証言の中で途中から、実は三立工芸がこの印刷を実際には請け負っていましたと。非常に私たちがわからなかった事実というのが多数、本当に多く知り得たこと、この委員会の開会によって知り得たと思います。76ページにそのような内容が書かれているんですけども、上から2行目、「この調査によって、調査前には全く分らなかった事実も、明らかとなった」という1文があるんですが、ここに非常に重要な事実が多数明らかになったことというのを意味合いとして含めていただければと思いますので、例えば「調査前には分らなかった重要な事実が、多数明らかになった」というような内容に変更していただけないかと思って、ちょっと御意見なんですけど、1点、意見をさせていただきたい。

○松井 努委員長 76ページ、もう1度お願いいたします。

○三浦一成委員 76ページの上から2行目のあたりですね。調査前には全く分らなかった……。

○松井 努委員長 分らなかった事実も、明らかとなった。

○越川雅史副委員長 ここに重要な事実も……。

○三浦一成委員 「重要な事実も多数」、「幾つか」、「幾つも」でもいいんですが。

○松井 努委員長 これは具体的には個別に入れることなく、「事実」の前に「重要な多数の事実」というようなくだりでもよろしいんですか。

○三浦一成委員 そうですね。

○松井 努委員長 それでよろしいですか。

○三浦一成委員 本当に細かい点なんですけど、例えば「重要な事実も、多数明らかとなった」というような1文です。

○松井 努委員長 わかりました。それにつきましては、大変大事なことでございますので、もう1度確認いたしますと、報告書案の76ページの上から2行目ですね。「調査前には全く分らなかった事実も」という、その「事実」の前に、「重要な多数な事実」という……。

○越川雅史副委員長 重要な事実も、多数明らかとなった。

○松井 努委員長 「重要な事実も、多数明らかとなった」というようなふうに、今、三浦委員のほうから指摘というか、そういうふうな訂正すべきというか、御意見が出ましたが、これをお諮りいたします。これにつきまして、入れることに賛成の方、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 全員でよろしいですか。それでは、この字句につきましても入れさせていただきます。

ほかにございますか。

秋本委員。

○秋本のり子委員 前回、検証内容早見表というのが出されまして、4分の3ということで委員会として指摘事項がまとめられてると思うんですけども、そのときの話し合いの中で、もう少し歩み寄れるんじゃないかという御意見が委員の中から出たと思います。それがどのように反映されているのか。74ページに「その他検証の過程で判明した問題点」、これ、とても重要なところだと思うんですね。委員会として指摘事項っていうのが4分の3認めているとはっきりしている点だと思うんですが、それ以外に歩み寄ったところがあれば、ここに加えることもできた点があると思いますので、そここのところの御検討はどうなっているのか伺いたいと思います。

○松井 努委員長 これにつきましては、74ページの、今秋本委員が指摘されましたように、確かに(1)につきましては4分の3以上の委員の皆さんのほうが、もっともであるということで出されたことについて、ここに列記してあります。(2)として「その他委員からの指摘事項」につきましては、これは4分の3には至っておりませんが、私の記憶では最後の委員会の際に、そこでもし4分の3に歩み寄れる、あるいは考え方もそうなるかもしれないということがあれば、そのようにまとめることもできるのではないかということでもありましたので、じゃあもう1度、再確認の意味で、私のほうから皆さんのほうに御意見を伺いたいと思います。

この(2)のアからクにつきましては、4分の3には至っておりませんでしたけれども、各委員の皆さんのほうからは、場合によっては歩み寄ってそのような方向でまとめることはできるかもしれないというふうな御意見があったかに記憶をいたしております。そこで、まずこの(2)につきまして、恐らく(2)のアからクまでについて、そのとおりであるというふうに指摘をされた会派を除いた会派が、私の記憶では創生市川と公明党さんであったというような記憶はしておりますが、

その後、公明党さんのほうは、この(2)のアからクにつきましては、どのようにお考えかということにつきまして、御意見述べていただけますか。

堀越委員。

○堀越 優委員 ただいまの「その他委員からの指摘事項」の中でアからクまでですけれども、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キまではよろしいかと思うんですが、クは、「小泉氏は、これだけ頻繁にアンケートを実施しているにもかかわらず、その成果が議会で取り上げられているようには思われぬ」、このク以外は全部異議はありませんけれども、クだけはちょっとあれですね。

○松井 努委員長 わかりました。創生市川さんはいかがでしょう。

○加藤武央委員 今回の質問なんですけど、私ども、やはり会派でちょっと検討しました。これに関しては、ウ、エ、オ、この3項目に関しましては、私ども確かに、この委員会でも私、言っておりましたけど、ここにやはり責任は問うべきだという発言をしていた本人でございますので、この間に関して、ウ、エ、オは了としたいと思います。

○松井 努委員長 ウ、エ、オですね。

○加藤武央委員 ウ、エ、オ。

○松井 努委員長 わかりました。それでは、傍聴者の方は何言ってるかわからないでしょうから、ちょっと私も1つ1つ検討事項として読まさせていただきますけれども、要約して、全てまでは読みませんが、まず、(1)として「委員会としての指摘事項」、4分の3以上の委員の皆さんがもっともであるということにつきましては、このア、イ、ウ、エの中に書いてあるとおり、アは、小泉氏が政務活動費等の残額に合わせるためだけに、経済実態を伴わない架空の領収書を支出伝票に添付及び提出した行為は、極めて不適切であったといえる。政務活動費の手引きやルールに対してどのように考えているかについては疑念を抱くところであると。また、イにつきましては、返信された回答済みのアンケートはがきが1枚も残らず廃棄されたのであれば、管理がずさんであり、余りにも残念なことである。ウにつきましては、平成24年12月アンケートに関して、あたかも青山氏も当該アンケートに参加していたかのような誤解を市民に与えかねない収支報告書を提出したことについては、道義的な責任が認められる。エにつきましては、アンケートの集計に不適切な点があったにもかかわらず修正しないで処理したのであれば、当然非難されるべきであると。これにつきましては4分の3以上の委員の皆さんが、ごもっともであるということでございましたので、指摘事項として、もうここに書いてございます。

次に、今議題となりました件につきましては、「その他委員からの指摘事項」の中で、今のお話の報告を受けまして、クを除いたところは全て4分の3を超えましたので、これも委員会としての指摘事項というふうなことで修正をさせていただくということになります。そのアが……。

[発言する者あり]

○松井 努委員長 ちょっと静粛にお願いします。市議会議員が、自身が取締役である会社に対して、政務活動費等を使用して業務を発注したかのように装うことは、市民に誤解を与える行為であり、法92条の2の精神に照らしても非難されるべきといえる。イといたしまして、決算書類も作成していない、税務申告も行っていない、法人市民税の納付も行っていない会社に対して、政務活動費等を使用して業務を発注したかのように装うことは、市民に誤解を与える行為であり、非難されるべきである。それから、ウにつきましては、これは創生市川さんも賛同するというごさいます。青山氏による「小泉議員に全て任せて信じきっていた」とする旨の発言は、議員として無責任極まりない。エ、いかなる理由があろうとも、政務活動費等を議員同士で現金でやり取りをするのは、不適切である。オといたしまして、青山氏がアンケート調査を実施する意思がないのにもかかわらず、アンケート調査名目で切手を購入し、政務調査費の支出を受けた行為は、条例違反の疑いが濃厚である。カといたしましては、前期分の残額とはいえ、会派を離脱した議員に対して、当該会派の政務活動費を支出する行為は非難されるべきである。キといたしまして、(仮にアンケートが本当に実施されたとしても)集計結果が適正でないアンケート調査に多額の公金を支出することを繰り返す行為は、道義的観点及び政治倫理の観点からも許されないということで、このアからキまでにつきましては、(1)と同じような「委員会としての指摘事項」の中に入れさせていただくということになります。それでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松井 努委員長 異議なしと認めます。

以上でございます。

ほかにございますか。

それでは、きょう皆さんのほうからいただきました案、あるいは字句の修正につきましては、また、23日までに訂正をさせていただきたいと思っております。

---

○松井 努委員長 次に、次回開催についてであります。

次回は、来週8月23日火曜日、午後1時から開催させていただきますが、本日、

皆様から出された御意見を踏まえ、改めて調査報告書（案）をお示しいたします。  
なお、内容の変更を伴わない字句の修正につきましても、委員長においてあわせて行いますので、御承知おきください。

また、調査報告書（案）については、前日までに配付させていただきたいと思  
いますので、御了承願います。

---

○松井 努委員長 以上で政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査  
に関する特別委員会を散会いたします。

午後 3 時48分散会